

那覇市公報

第 1 6 2 1 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

- 那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則及び那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 755
- 那覇市歌選定委員会規則の一部を改正する規則（総務課）…………… 757

◇告 示◇

- 平成26年（2014年）5月那覇市議会臨時会の招集について（総務課）…… 760
- 地籍調査の実施について（地籍調査課）…………… 761
- 平成26年（2014年）5月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について（総務課）…………… 762
- 平成26年（2014年）5月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について（総務課）…………… 763
- 平成26年（2014年）6月那覇市議会定例会の招集について（総務課）…… 763
- 那覇広域都市計画用途地域の変更について（都市計画課）…………… 764
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）…………… 765
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について（保護管理課）…………… 766
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）…………… 767
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について（保護管理課）…………… 768
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課）…………… 769

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく柔道整復を担当する施術者の指定について（保護管理課）	770
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者の変更について（保護管理課）	771
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者の休止について（保護管理課）	772
○平成 26 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号） （国民健康保険課）	773

◇公 告◇

○那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）	774
○那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）	775
○住民票の職権消除の公示について（ハイサイ市民課）	776
○県外観光PR業務の受託者選定にかかる公募（プロポーザル方式）の実施について（観光課）	777

◇上下水道局告示◇

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について	778
-----------------------------------	-----

◇正 誤◇

○那覇市公報第 1593 号の正誤	779
○那覇市公報第 1619 号その 2 の正誤	779

規 則

那覇市規則第29号

平成26年 4 月24日

公 布 済

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則及び那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則及び那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則

（那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部改正）

第1条 那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則（昭和60年那覇市規則第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（通勤手当） 第9条の2 〔略〕 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。 （1）通勤のため交通機関を利用する者 日額462円を限度に市長が定める額 （2）〔略〕	（通勤手当） 第9条の2 〔略〕 2 〔略〕 （1）通勤のため交通機関を利用する者 日額483円を限度に市長が定める額 （2）〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

（那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部改正）

第2条 那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則（平成13年那覇市規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（報酬） 第2条 〔略〕 2 前項の規定にかかわらず、次条に規定する特定職員の報酬の額は、前項の額に市長が定めるところにより日額462円以内の額を加算した額とする。	（報酬） 第2条 〔略〕 2 前項の規定にかかわらず、次条に規定する特定職員の報酬の額は、前項の額に市長が定めるところにより日額483円以内の額を加算した額とする。
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則及び那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

那覇市規則第30号

平成26年 5 月19日

公 布 済

那覇市歌選定委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市歌選定委員会規則の一部を改正する規則

那覇市歌選定委員会規則（平成13年那覇市規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（組織） 第3条 委員会は、委員<u>5人以内</u>で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 （1） [略] （2） [略] （任期） 第4条 委員の任期は、諮問に係る審議が終了するまでの間とする。 （会議） 第6条 [略] 2～3 [略]	（組織） 第3条 委員会は、委員<u>8人以内</u>で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。 （1） [略] （2） <u>市議会議員</u> （3） [略] （任期） 第4条 委員の任期は、諮問に係る審議が終了し、答申するまでの間とする。 （会議） 第6条 [略] 2～3 [略] 4 <u>前項の場合において、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。</u> （地域部会） 第7条 <u>第3条第1項の規定にかかわらず、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に地域部会（以下「部会」という。）を置くことができる。</u> 2 <u>部会は、市長が必要と認める地域ごとに置く。</u> 3 <u>部会は、調査審議した事項について、適宜その調査審議の経過及び結果を委員会に報告するものとする。</u> 4 <u>部会に属する者（以下「部会員」という。）は、次に掲げる者（第3条第2項の規定により委嘱し、又は任命された者を除く。）のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</u> （1） <u>市議会議員</u> （2） <u>その他市長が必要と認める者</u> 5 <u>部会員の任期は、特定の事項に係る調査審議が終了し、報告するまでの間とする。</u>

(関係者の出席) <u>第7条</u> 委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その<u>意見を聴く</u>ことができる。 <u>第8条</u> [略]	6 <u>第3条第1項、前2条、次条及び第10条の規定は、部会について準用する。</u> (関係者の出席) <u>第8条</u> 委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その<u>説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求める</u>ことができる。 (庶務) <u>第9条</u> 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。 <u>第10条</u> [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第 109 号

平成 26 年 5 月 8 日

掲 示 済

平成 26 年（2014 年）5 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 26 年（2014 年）5 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平成 26 年 5 月 19 日（月）
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
 - （1） 那覇市国際親善名誉市民の選定の同意を求めることについて
 - （2） 平成 26 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
 - （3） 専決処分の承認を求めることについて（那覇市税条例の一部を改正する条例制定）
 - （4） 専決処分の承認を求めることについて（那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）
 - （5） 専決処分の報告について（那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び那覇市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定）
 - （6） 専決処分の報告について（車両物損事故）
 - （7） 専決処分の報告について（工事請負金額の変更）
 - （8） 専決処分の報告について（那覇市手数料条例の一部を改正する条例制定）
 - （9） 専決処分の報告について（市道鳥堀石嶺線陥没穴に伴う物損事故）
 - （10） 専決処分の報告について（工事請負金額の変更）

那覇市告示第 110 号
平成 26 年 5 月 12 日
掲 示 済

地籍調査の実施について

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第六条の四第 1 項の規程により、下記のとおり地籍調査を実施する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 事業計画が公示された年月日 | 平成 26 年 4 月 22 日 |
| 2 | 調査を実施する者の名称 | 那覇市 |
| 3 | 調 査 地 域 | 那覇市
(首里金城町 4 丁目及び繁多川
4 丁目の一部) |
| 4 | 調 査 期 間 | 平成 26 年 5 月 12 日から
平成 27 年 3 月 31 日まで |

那覇市告示第 113 号

平成 26 年 5 月 14 日

掲 示 済

平成 26 年（2014 年）5 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

平成 26 年（2014 年）5 月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 翁 長 雄 志

付 議 事 件 名

- 1 議席の一部変更
- 2 議員派遣について
- 3 委員会への付託陳情
 - （1）労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求めることについて
 - （2）国場めーばる公園の現状と改善について
 - （3）琉球独立起案に関することについて

那覇市告示第 117 号
平成 26 年 5 月 19 日
掲 示 済

平成 26 年（2014 年）5 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

平成 26 年（2014 年）5 月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 翁 長 雄 志

付 議 事 件 名

（1）議決内容の一部変更について

那覇市告示第 122 号
平成 26 年 5 月 23 日
掲 示 済

平成 26 年（2014 年）6 月那覇市議会定例会の招集について

平成 26 年（2014 年）6 月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平成 26 年 6 月 2 日（月）
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場

那覇市告示第 123 号
平成 26 年 5 月 23 日
掲 示 済

那覇広域都市計画用途地域の変更について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、那覇広域都市計画用途地域を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那覇市

上記代表者 那覇市長 翁長 雄志

- 1 都市計画の種類
那覇広域都市計画用途地域（若狭 1 丁目地先地区）
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分 若狭1丁目103番地
- 3 縦覧場所
那覇市都市計画部都市計画課（那覇市役所本庁舎 9 階）

那覇市告示第 132 号

平成 26 年 6 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
ゆい安里薬局	株式会社 親心豊	平成 26 年 4 月 1 日
那覇市安里二丁目 9 番 8 号 サンステーションビル 1-2		
薬志堂薬局 寄宮店	有限会社 薬志堂	平成 26 年 5 月 1 日
那覇市長田一丁目 6 番 1 号		
にじいろ薬局	株式会社アーガス	平成 26 年 5 月 1 日
那覇市字大道 57 番地 栗国アパート 1 階		
はらクリニック	原 信一郎	平成 26 年 5 月 7 日
那覇市長田一丁目 6 番 1 号		

那覇市告示第 133 号

平成 26 年 6 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
とくだ歯科クリニック		平成 26 年 3 月 1 日
所在地	那覇市真嘉比三丁目 13 番 2 号 2 階 (那覇市真嘉比 99 番地 1 2 階)	

那覇市告示第 134 号

平成 26 年 6 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	廃止年月日
所 在 地	
ゆい安里薬局	平成 26 年 4 月 1 日
那覇市安里二丁目 9 番 8 号 サンステーションビル 1-2	
きなクリニック	平成 26 年 5 月 1 日
那覇市首里儀保町 1 丁目 26 番地 3	

那覇市告示第 135 号

平成 26 年 6 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	所 在 地	指定年月日
開 設 者	サービスの種類	
ゆらき薬局 天久店	那覇市天久二丁目 2 番 15 号 プラスコート B	平成 26 年 4 月 1 日
有限会社あおば	・ 居宅療養管理指導 ・ 介護予防居宅療養管理指導	
せせらぎ薬局 みはら	那覇市三原二丁目 16 番 1 号	平成 26 年 4 月 16 日
神村 武之	・ 居宅療養管理指導 ・ 介護予防居宅療養管理指導	
なかのはし薬局	那覇市泊 2 丁目 7 番地 13	平成 26 年 4 月 30 日
合資会社 伸成	・ 居宅療養管理指導 ・ 介護予防居宅療養管理指導	
医療法人陽心会 メディカルプラザ大道中央	那覇市字大道 123 番地	平成 26 年 5 月 1 日
医療法人 陽心会	・ 通所リハビリテーション ・ 介護予防 通所リハビリテーション	

那覇市告示第 136 号

平成 26 年 6 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	廃止年月日
所 在 地	
デイサービスセンター大道中央	平成 26 年 4 月 30 日
那覇市字大道 127 番地	
通所リハビリテーションそよ風	平成 26 年 4 月 30 日
那覇市首里儀保町 1 丁目 26 番地 3	
きなクリニック	平成 26 年 5 月 1 日
那覇市首里儀保町 1 丁目 26 番地 3	

那覇市告示第 137 号

平成 26 年 6 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく柔道整復を担当する施術者の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく柔道整復を担当する施術者について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術者として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

施 術 者	施 術 所 名 称	指定年月日
	施 術 所 所 在 地	
友利 隼人	てい〜だ整骨院	平成 26 年 5 月 9 日
	那覇市字安里 416 番地 大進ビル 101	

那覇市告示第 138 号

平成 26 年 6 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術者より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

施 術 者 氏 名		変更年月日
変更 事項	変 更 後（ 変 更 前 ）	
	金城 ゆかり	平成26年4月4日
名称	治療室 縁（出張専業）	
所在地	那覇市壺屋一丁目 18 番 32 号ワールド丸繁ビル 304 （出張専業）	

那覇市告示第 139 号

平成 26 年 6 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者の休止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術者より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

施 術 者	施 術 所 名 称	廃止年月日
	施 術 所 所 在 地	
平田 満	ひろ治療院	平成 26 年 5 月 1 日
	那覇市字寄宮 173 番地 1	

那覇市告示第 140 号

平成 26 年 6 月 2 日

平成 26 年（2014 年）5 月那覇市議会臨時会で議決された平成 26 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 26 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 26 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,300,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 49,385,621 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
10 諸収入		千円 2,626,770	千円 5,300,000	千円 7,926,770
	3 雑入	2,620,267	5,300,000	7,920,267
歳 入 合 計		44,085,621	5,300,000	49,385,621

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
12 繰上充用金		千円 0	千円 5,300,000	千円 5,300,000
	1 繰上充用金	0	5,300,000	5,300,000
歳 出 合 計		44,085,621	5,300,000	49,385,621

公 告

那覇市公告第 39 号

平成 26 年 5 月 7 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項及び同法施行規則第 49 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1. 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画公園事業
 - （2）名称 2・2・那 33 号 十貫瀬公園
2. 施行者の名称
那覇市
3. 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
4. 事業地
 - （1）収用の部分
沖縄県那覇市牧志 1 丁目地内
 - （2）使用の部分
なし
5. 事業施行期間
平成 26 年 4 月 22 日から平成 32 年 3 月 31 日まで
6. 縦覧の場所
那覇市 建設管理部 花とみどり課
(那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号、本庁舎 8 階)

那覇市公告第 40 号

平成 26 年 5 月 7 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項及び同法施行規則第 49 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1. 都市計画事業の種類及び名称

- （1）種類 那覇広域都市計画公園事業
- （2）名称 那 3 号 天久緑地

2. 施行者の名称

那覇市

3. 事務所の所在地

沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

4. 事業地

（1）収用の部分

平成 4 年沖縄県告示第 796 号、平成 11 年沖縄県告示第 236 号、平成 13 年沖縄県告示第 149 号、平成 15 年沖縄県告示第 255 号、平成 17 年沖縄県告示第 149 号、平成 19 年沖縄県告示第 228 号、平成 21 年沖縄県告示第 190 号、平成 23 年沖縄県告示第 163 号及び平成 25 年沖縄県告示第 153 号の事業地のうち那覇市字天久樋川原地内において事業地を変更する。

（2）使用の部分

なし

5. 事業施行期間

平成 4 年 10 月 2 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

6. 縦覧の場所

那覇市 建設管理部 花とみどり課

（那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号、本庁舎 8 階）

那覇市公告第 60 号
平成 26 年 5 月 21 日
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公告第 61 号

平成 26 年 5 月 21 日

掲 示 済

県外観光 PR 業務の受託者選定にかかる公募(プロポーザル方式)の実施について

県外観光 PR 業務について、公募(プロポーザル方式)を実施するので次のように公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 事業の名称
県外観光 PR 業務
- 2 業務内容及び履行方法
県外観光 PR 業務募集要項及び仕様書による
- 3 応募資格
 - (1) 本市に本社、支店又は営業所のいずれかを置いている法人であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
 - (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的としない者、又は暴力団若しくは暴力団員の統制にない者であること。
 - (5) 租税を完納していること。
- 4 提出書類
県外観光 PR 業務募集要項を参照すること
- 5 募集要項等の配布
 - (1) 配布期間
平成 26 年 5 月 26 日(月)から平成 26 年 6 月 6 日(金)の午前 9 時から午後 5 時 15 分まで。ただし、12 時から 13 時の間、土曜日、日曜日は除く。
 - (2) 配布場所
那覇市経済観光部観光課

配布物に関しては、那覇市公式ホームページでも公開する。

那覇市公式ホームページ <http://www.city.naha.okinawa.jp/>

6 応募方法

提出書類を提出期限までに事務局へ郵送又は直接提出すること

提出期限：平成26年6月13日（金）17時15分必着

7 事務局（問い合わせ先）

〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1 本庁舎6階

那覇市経済観光部観光課 担当：金城

TEL 098-862-3276 FAX 098-862-1580

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第6号

平成26年5月7日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者廃止名簿

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者
0043	株式会社 工友社	那覇市久米1丁目23番7号	奥浜 宏

正 誤

○那覇市公報第1593号の正誤

2013(平成25)年4月1日付け那覇市公報第1593号に登載された那覇市教育委員会規則第2号について、次のとおり訂正する。

ページ	訂正箇所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
130	上から12行目	<u>19～23</u> [略]	<u>19</u> [略] <u>20</u> 補助執行事務に係る市長事務局との連絡調整に関すること。 <u>21～24</u> [略]

○那覇市公報第1619号その2の正誤

2014(平成26)年5月1日付け那覇市公報第1619号その2に登載された監査委員公表について、次のとおり訂正する。

訂 正 内 容	
訂 正 前	訂 正 後
506ページ	780ページと差し替え
507ページ	781ページと差し替え
509ページ	782ページと差し替え
510ページ	783ページと差し替え
511ページ	784ページと差し替え
592ページ	785ページと差し替え
593ページ	786ページと差し替え

氏名	職人の可否	施設の設置種別・条項	本人の理由	今後の計画等
男 性 交 渉 画 師	女性セクシー	男性セクシー条項	女性セクシーでは、服従要素をおこなっており、特にDV被害者の相談が多く、背誑などの苦悶的な犯罪にもつながりかねない恐れがある。DV被害者も、経済的には困窮している場合もあり、現在無料で行なっている電話相談や、弁護士による法律相談が有料になることと文様でできない。	
健康増進系	保健セクシー 北保健セクシー 古波蔵れいか館	人ではない 市市民健セクシー条項	現状を維持する	
児童福祉系	那覇市保育セクシー	人ではない 那覇市保育セクシー条項	児童虐待防止に関する教育(10〜12歳)までの年齢層を行い、その軽減と保護者の支援を行っている教育の場であり、相談、訓練(指導)療法、言語指導(等)また、障害者自立支援法に基づく児童サービスで個別及びグループ指導、小集団治療、集団指導を行い、一貫した支援が行われている。利用者も増加傾向あり。他にこの例をふない、那覇市域特化施設で指定管理制度にはよらない。	児童者自立支援法に基づき行われており、以下に施設間とのネットワークのもと早期発見、早期療育が行われる場である。幼稚園をはじめ保育所(園)からの相談の働き、直接見出し出向し外見を観察し、担任へのアドバイス、保護者を含めての療育方針の確認を行っている。
文化・芸術系	個人のみ	個人のみ	認定管理者を専任した場合委託料が現行より高くなるため	〇統合予定は22区(緑) 〇陸上 6区(4) 松川 赤平とおと橋 樋川
文化・芸術系	個人のみ	個人のみ	認定管理者を専任した場合委託料が現行より高くなるため	〇統合予定は22区(緑) 〇陸上 6区(4) 松川 赤平とおと橋 樋川

[illegible]

上記では、老朽化に伴い、建て替えが決まっている市民会館など一部の施設については、直営のまま継続するという方針は納得できるが、その他のほとんどの施設については、指定管理者制度導入に否定的である。上記に記載されている導入しない理由を見ると、

(6) 市と事業実施上及び財政上密接に関連する団体について

以下の表は、監査の結果、団体の設置経緯や、事業上の関係並びに財政上の結びつきなどから、市と極めて密接に関連すると思われる指定管理者 6 団体と当該 6 団体の平成 24 年度市財政援助額に対する各団体経常収支合計額の割合を示したものである。

(単位:千円)

	社団法人 那覇市観光 協会	社団法人 那覇市母子 寡婦福祉会	社会福祉法人 那覇市社会福 祉協議会	特定非営利活 動法人那覇市 体育協会	社団法人 那覇市身体障 害者福祉協会	公益社団法人 那覇市シルバ ー人材センタ ー	合計
財政援助額							
補助金	92,477	979	70,420	4,571	1,000	13,546	182,993
委託金 (※ 1)	90,823	57,716	201,715	155,938	57,106	216,427	779,725
負担金	210	0	0	0	0	0	210
上 記 合 計 (A)	183,510	58,695	272,136	160,509	58,106	229,973	962,929
事業収入合 計 (B)	188,607	74,071	594,044	249,014	121,372	430,275	1,657,383
事業収入に 対する市財 政援助額の 割合 (A/B)	97%	79%	46%	64%	48%	53%	58%

(上記の数値は市から入手した。なお、事業収入 (B) は、原則として、各団体の決算書における経常収入の合計額である。)

上記は、市が団体に対して直接、財政援助している額であり、事業収入に対する市財政援助額の割合は、もつとも高いところで、社団法人那覇市観光協会の約 97%、低いところで、社会福祉法人那覇市社会福祉協議会の約 46%となっている。

また、平成 24 年度における上記 6 団体に対する市の財政援助合計額は約 9 億 6 千万円であり、事業収入合計額に対する割合は、約 58%である。

ところで、市は現在、市の要綱等でいわゆる外郭団体を定めていない。その理由は、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項などの規定に基づき、議会への報告と監査委員監査が必要とされる、市が基本財産等の 4 分の 1 以上を出資又は出捐している団体 (民間営利企業を除く) が無いから、ということであった。

確かに、上表に示した団体については、現在、市の出資等はないものとされており、

また、市職員の派遣もないことから、自治法上、直接の関与が求められる外郭団体に該当しないとも言える。

しかしながら、監査の結果、これらの団体は、設立当初に市が関与して設立されたと思われること、実際に行われている事業が市の事業と一体となっており、市の業務の補完的な役割を果たしていること、また、市の財政援助額の多寡などから、市と密接に関わる団体であることは言うまでもない。

株式会社では、最高意思決定機関である株主総会で行使しうる実質的な議決権の割合で親会社が関与すべき子会社、関連会社が決定されるが、それは、あくまで民間営利企業だからであって、公益性の高い社団法人や社会福祉法人などに対して出資等割合のみで判断するのは妥当でない。

したがって、上記の 6 団体を外郭団体と位置づけるか、あるいは、これに準ずるものと位置づけ、市民に対し、団体の現況や財務情報などの情報開示を通して、団体が実施している事業の市に対する役割や団体の在り方などについて説明責任を果たしていく必要がある。一方、団体側も市との関係を踏まえ、積極的に情報開示を行うなどすれば、各団体の事業に対する市民の理解も深まり、今後の事業展開にも有用であろう。

なお、公益社団法人那覇市シルバー人材センターには、出捐金として 1 千万円が出資されており、同人材センター及び市に対して過去の出捐の経緯を確認したものの、この監査結果報告書作成時点において確かな回答は得られていない。

[illegible]

指定管理者制度対象施設及び指定管理者の結果及び意見（まとめ） ※ 「その他」は該当しない場合か現状では判断できない場合

[illegible]

※ 「その他」は該当しない場合が現状では判断できない場合
指定管理者制度対象施設及び指定管理者の結果及び意見（まとめ）

[illegible]

指定管理者制度対象施設及び指定管理者の結果及び意見（まとめ） ※ 「その他」は該当しない場合か現状では判断できない場合

[illegible]

指定管理者制度対象施設及び指定管理者の結果及び意見（まとめ） ※ 「その他」は該当ない場合か現状では判断できない場合

所管課	直営施設を 有効利用しているか	有効利用されていない （い）	その他	通切 通切でない	その他	通切 通切でない	その他	可 否	その他	指定管理者制度導入の可否	施設管理全般									
											維持管理は適切か									
											その他の監査意見（主なもの）									
市民文化財課・市民文化財施設	市民文化財博物館・那覇市歴史博物館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	・人骨の削減が必要である	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市民文化財課・市民文化財施設	那覇市立芸術博物館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	・アート展示の回数を減らすべき	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市民文化財課・市民文化財施設	玉陵	0	0	0	0	0	0	0	0	0	・市民の利用促進を図るべき	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市民文化財課・市民文化財施設	那覇市民会館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	・業務の効率化を進めるべき	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市民文化財課・市民文化財施設	那覇市ハート市民劇場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	・施設の活用、移転も検討すべき	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市民文化財課・市民文化財施設	那覇市民ギャラリー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	・施設の活用、移転も検討すべき	0	0	0	0	0	0	0	0	0

直営施設の結果及び意見（まとめ）

※「その他」は該当しない場合が現状では判断できない場合

慰藉につながる問題解決策として、旧軍飛行場により地域社会が分散し、伝統・文化等の進展が阻害された背景を持つ特定地域住民が共同して利用する施設として設置されたものである。

そのような経緯から、那覇市は直接、管理運営せず、指定管理者制度を利用して、実質、譲渡と同じ効果をもたせている。

しかしながら、鏡水ふれあい会館は那覇市の公の施設であり、基本協定書において、リスク・責任分担が明示されており、1 か所 5 0 万円を超える施設等の修繕、指定管理者の責めによらない第三者への損害賠償・火災等による施設等の損害に対する責任は那覇市が負担している。

鏡水ふれあい会館は、鏡水自治会へ譲渡を行う等、那覇市の公の施設として維持すべきかどうか長期的な視点で検討すべきである。



二）那覇女性センター

・施設の概要

項目	内容
所在地	那覇市銘苅 2-3-1
所管課	新都心銘苅庁舎（総務部管財課→市民文化部まちづくり協働推進課） なは女性センター：総務部 平和交流・男女参画課
供用開始年月	新都心銘苅庁舎 平成 15 年 5 月 19 日 （なは女性センター 平成 15 年 5 月 26 日）
設置目的	女性に関する諸問題についての学習、交流その他の活動の機会及び場を市民等に広く提供することにより女性の地位向上に資する。
設置根拠条例	なは女性センター条例
主な施設種類	市庁舎（新都心銘苅庁舎）
敷地面積（公有財産表）	新都心銘苅庁舎 4,076.00㎡（内なは女性センター 359.1㎡）
延床面積（公有財産表）	新都心銘苅庁舎 8,857.27㎡（内なは女性センター 359.1㎡）
施設取得費	新都心銘苅庁舎 建物： 0円（H25.5.15贈与） 土地：757,163,058円
閉館時間	（月～金）9～21時（土）9～17時
休館日	日曜・祝日・慰霊の日（6/23）・年末年始（12/29～1/3）
利用料金等	使用料なし。
施設の特徴	なは女性センターは、新都心銘苅庁舎の1階に設置されており、女性に関する諸問題についての学習活動グループに、学習室等を提供している。資料室では図書、女性学講座などの各種資料の閲覧や貸し出しなどを行っており、相談室「ダイヤルうない」では、女性の抱える様々な相談に応じ、情報提供している。 新都心銘苅庁舎（建物）は、事業者（リース会社）より10年間リース方式で賃借（平成15年5月16日～平成25年5月15日、リース料総額1,387,095,000円）。リース満了後に無償譲渡、所有権移転（平成25年5月15日）。銘苅庁舎利用基本方針（H24年8月策定）により本市の重要施策である市民協働のための拠点として位置づけ、市民協働団体の育成と連携に資する施設とし、また、隣接するIT創造館への企業入居ニーズに対応するとともに、市民協働の連携・支援の仕組みづくりを組み込んだ施設として整備する。H26年度に改築工事を予定している。

施設名称	有償利用されているか	施設運営コストは適切か	維持管理は適切か	指定管理者制度導入の可否		その他の監査生意見（主なもの）	
				可	否	その他	その他
所管課	市営施設名	いる いない その他	適切 適切でない その他	適切 適切でない その他	可 否 その他	施設にのみならず利用料管理の徹底が必要	空川漁港（客船乗降施設）
							市川漁港（客船乗降施設）
なはまちなちの館実装	民間入賃	0	0	0	0	施設にのみならず利用料管理の徹底が必要	第一牧志公設市場
							牧志公設市場
							周南公設市場
							宇栄公設市場
							なは商人街
							那覇市中心商店街にきわい広場
							那覇市中央公民館
							那覇市久米地公民館
							那覇市小基南公民館
							那覇市石川公民館
生涯学習課	民間入賃	0	0	0	0	市民館の教育所機能とさらに民の必要がある	那覇市立中央図書館
							那覇市立文庫図書館
							那覇市立久米南図書館
							那覇市立石川図書館
							那覇市立石川図書館
							那覇市立石川図書館
							那覇市立石川図書館
							那覇市立石川図書館
							那覇市立石川図書館
							那覇市立石川図書館
公民館課	民間入賃	0	0	0	0	市民館の教育所機能とさらに民の必要がある	那覇市立石川図書館
							那覇市立石川図書館
							那覇市立石川図書館
							那覇市立石川図書館
							那覇市立石川図書館
							那覇市立石川図書館
							那覇市立石川図書館
							那覇市立石川図書館
							那覇市立石川図書館
							那覇市立石川図書館
上下水道局	民間入賃	0	0	0	0	市民館の教育所機能とさらに民の必要がある	那覇市立石川図書館
							那覇市立石川図書館
							那覇市立石川図書館
							那覇市立石川図書館
							那覇市立石川図書館
							那覇市立石川図書館
							那覇市立石川図書館
							那覇市立石川図書館
							那覇市立石川図書館
							那覇市立石川図書館

直営施設の成果及び意見（まとめ）

※ 「その他」は該当しない場合は欄では判断できない場合